

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和4年度 豊島区収納対策本部 第1回私債権等検討部会
事務局(担当課)		区民部収納推進担当課長
開催日時		令和4年5月26日(木) 午前9時30分～10時27分
開催場所		本庁舎511会議室
議 題		1. 令和4年度 収納対策本部の年間スケジュールについて 2. 令和3年度 私債権等管理支援事業の実績について 3. 令和4年度 私債権等管理支援事業のスケジュールについて 4. 私債権等の徴収停止及び債権放棄基準の見直しについて
公開の 可否	会 議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第7条 第6号に該当するため
	会 議 録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第7条 第6号に該当するため
出席者	委 員	会計管理室長(部会長・会計課長)、子ども家庭部長(副部会長)、収納推進担当課長(事務局)、生活福祉課長、西部生活福祉課長、子育て支援課長、住宅課長
	そ の 他	区民部長、国民健康保険課長
	事 務 局	区民部収納推進担当課長
提出された資料		資料1-1 収納対策本部の年間スケジュール(案) 資料1-2 令和4年度 収納対策本部・部会名簿 資料2-1 令和3年度 私債権等管理支援事業の実績について 参考資料1 私債権等の所管課(一覧表) 資料2-2 令和3年度 法律事務所委託年次報告書 資料3-1 令和4年度 私債権等管理支援事業の年間スケジュール(案) 資料3-2 令和4年度 債権管理支援(債権管理プラン提示)の状況 資料4 私債権等の徴収停止及び債権放棄基準の見直しについて 参考資料2 私債権等の徴収停止及び債権放棄基準の具体化について (案)

審 議 経 過

案件 1：令和 4 年度 収納対策本部の年間スケジュールについて

(1) 案件の説明

資料 1-1 収納対策本部の年間スケジュール（案）、資料 1-2 令和 4 年度収納対策本部・部会名簿について事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

なし

(3) 結論

令和 4 年度 収納対策本部の年間スケジュールについて一同了承。

案件 2：令和 3 年度 私債権等管理支援事業の実績について

(1) 案件の説明

資料 2-1 令和 3 年度私債権等管理支援事業について、参考資料 1 私債権等の所管課（一覧表）、資料 2-2 法律事務所委託年次報告書について事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

【会計管理室長（部会長）】

対象者に生活困窮者が多く、収入未済額の圧縮というのが、債権の回収ということには直ちに繋がらない部分がある。具体的にどのようにしたら収入未済額が増加している状況を何とかできるのかを考えなければいけないということで、このような取り組みをしてきた。実績を出しづらい事業だが、きちんと対応していると言えるようにしていく必要があり、その進行管理をするのがこの部会の主な狙いである。

案件 3 と関連するので、意見と質疑については、次にまとめさせていただきたい。

案件 3：令和 4 年度 私債権等管理支援事業のスケジュールについて

(1) 案件の説明

資料 3-1 令和 4 年度私債権等管理支援事業の年間スケジュール（案）、資料 3-2 令和 4 年度債権管理支援（債権管理プラン提示）の状況について事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

【会計管理室長（部会長）】

債権管理プランの年間 1,200 件の目標については、延べ件数として扱うので、対象者の多い生活福祉課、西部生活福祉課は、ケースワーカーの負担もあるだろうが、積極的に弁護士に相談し、回答を得て取り組んでも、また分からなければ再度相談をしてほしい。

【西部生活福祉課長】

月によって厳しい時もある。状況による。

【会計管理室長（部会長）】

実情に応じてという部分は当然ある。目標 1,200 件に向けて、少しでも近づけるように取り組んでほしい。

【区民部長】

各所管課が目標をクリアするのが難しいというのは、支援依頼をするのに準備等があるからということか。

【西部生活福祉課長】

そのとおりである。加えて、生活福祉課、西部生活福祉課について言えば、対象者が生活保護受給者等であり、資力がないため回収の見込みがない。せっかく弁護士からアドバイスをもらっても、実務に反映するのはなかなか難しい。

【子ども家庭部長（副部会長）】

対象者が全体で約 12,000 人いる中で、月 100 件の支援依頼を出したとしても年間で 1,200 件にしかならない。これくらいは最低限必要だろうという話が昨年度あり、月 100 件ということになった。部会の中でも話し合いながら出てきた数字である。昨年度に承諾済みであるので、ぜひ協力してやってもらいたい。

【会計管理室長（部会長）】

債権管理マニュアルばかりやっても仕方がなく、個別対応の実施をやっていかないといけない。件数については継続案件も含めるということで、相談してもらうようお願いしたい。

国民健康保険課長はいかがか。

【国民健康保険課長】

国外へ出国済みの案件が多くなるが、件数としては国民健康保険課の目標である月 20 件を確保できるようにやっていきたい。

【会計管理室長（部会長）】

この事業は昨年度開始し、3 年間の事業だが、もうしばらくはこの形で進めていければと考えている。

(3) 結論

令和 3 年度 私債権等管理支援事業の実績について一同了承。

令和 4 年度 私債権等管理支援事業のスケジュールについて一同了承。

案件 4：私債権等の徴収停止及び債権放棄基準の見直しについて

(1) 案件の説明

資料 4 私債権等の徴収停止及び債権放棄の見直しについて、参考資料 2 私債権等の徴収停止及び債権放棄基準の具体化について（案）について事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

【会計管理室長（部会長）】

徴収停止基準の債権金額が少額の場合は、現行の 1 万円未満～3 万円未満では、弁護士に法的手続き等を委任した場合の費用と比較すると、実情に合っていないことがわかる。実際には 10 万円～20 万円程度の費用を要するが、少額とあるので 10 万円ということにし、昨年度の部会で決定した。これについては今年度の収納対策本部に、部会の案として提示したいと考えている。

債権放棄基準について、債務者の収入額や生活実態に応じた形で対応させたい。生活保護の 1.2 倍という基準を設定したとしても、課題にもあったように、生活保護費返還金等は国庫負担の関係で、放棄できないということもある。これについては、今年度の収納対策本部に報告するというよりは、1 年間この部会で調査を進めていって、結論を得るしかないと考えている。各所管課で個別に判断はなかなか難しいので、部会で基準を詰めていきたい。

生活保護債権と国庫負担の関係について、今一度確認したい。

【西部生活福祉課長】

4 分の 3 が国庫負担である。返還金については、額に関係なく相続人まで調査して回収するように国から言われている。区が勝手に債権放棄をしているとなると、その分を返還するよう言われかねない。ホームレス等については、残りの 4 分の 1 も都の負担になる。

【会計管理室長（部会長）】

対応が難しいところである。

国民健康保険課の不当利得について、レセプト単位になっていて、手作業が必要になるということか。システム構築の検討はいかがか。システム構築の見積を取ってもらいたい。

【国民健康保険課長】

そのとおりである。システム構築について検討し、見積も取りたい。

【会計管理室長（部会長）】

個別の債権管理支援を毎月 100 件やりつつ、こうした基準の見直しについても検討しているが、容易に導入することはできない。

新規の債権の発生を抑制する方法を各所管課で考えてもらい、収入未済額を減らしていけるのが一番望ましいが、増やさないようにすることも重要である。各所管課で取り組んでももらいたい。

【西部生活福祉課長】

生活保護費は前払いなので、なかなか難しい。

【会計管理室長（部会長）】

債権管理の研修の実施、マニュアルの整備、個別対応の実施をしっかりやっていき、少しでも実績を出していきたい。

また、国外へ出国した債務者の対応について、弁護士に確認してもらいたい。

【区民部長】

生活保護以外の国庫負担の無い債権について、徴収停止の基準を 10 万円に変更するのはその方向でいくということか。

【会計管理室長（部会長）】

それを出してみても、金額を変更するだけなので問題ないかと思う。

【区民部長】

国民健康保険課と生活福祉課、西部生活福祉課が件数と金額が圧倒的に大きい。

【会計管理室長（部会長）】

本日の部会の意見も踏まえて、次回 7 月の中旬に部会を開催し、収納対策本部に出す資料の確認もできればと考えている。

(3) 結論

私債権等の徴収停止及び債権放棄基準の見直しについて一同了承。

【会計管理室長（部会長）】

以上をもって第 1 回私債権検討部会を終了する。